

各都立学校長 殿

都立学校教育部長  
谷 理恵子  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた都立学校における臨時休業・出席停止等の考え方について (通知)

日頃から、新型コロナウイルス感染拡大防止について、御理解御協力いただき、ありがとうございます。

これまで、新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合の学校の臨時休業や出席停止等の措置については、令和3年8月13日付3教総総第1132号『新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン (都立学校) ～学校の「新しい日常」の定着に向けて～』の改訂について (通知) により、取り組んでいただいているところです。

今般、令和3年8月27日付事務連絡で文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課より、別添写しのとおり、通知がありました。同省から示されたガイドラインを踏まえ、都立学校での対応について、下記のとおりといたしますので、御確認頂きますとともに、御理解・御協力について、お願い申し上げます。

## 記

### 1 概要

今回の文科省通知を踏まえて、一定の基準に基づき、学校内で感染が広がっている可能性が高いと考えられる場合に、一定期間、学級単位の臨時休業・出席停止等校内に立ち入らない措置 (以下『学級単位の措置』という。) を講じる。

なお、本措置の適用の有無にかかわらず、学校関係者の感染が判明した場合には、従来どおり、感染者等への聞き取りを行い、濃厚接触者の候補を特定し、出席停止等の措置を講じること。具体的には、当課より発出している令和3年8月30日付事務連絡「都立学校における現下の新型コロナウイルス感染症感染状況を踏まえた都立学校の陽性対応について」に基づき実施すること。

### 2 『学級単位の措置』の実施基準

感染者が発生した1つの学級で感染判明から2週間以内に以下のいずれかの状況が発生した場合に、「学校内に感染が広がっている可能性が高い」とみなし、『学級単位の措置』を行う。

- (1) 濃厚接触者の候補等、既に出席停止等の措置をしている者以外に、新たに感染者が発生し、その感染者の感染経路が不明な場合 (同一学級で、2週間以内に2件以上の感染が判明し、2件目以降の感染経路が不明の場合)

- (2) 濃厚接触者の候補等、既に出席停止等の措置をしている者以外に、風邪等の有症状の者が複数判明し、医師から「新型コロナウイルス感染症の疑いはない」との判断がなされていない場合
- (3) その他、都教育委員会が必要と判断した場合

※ 特別支援学校の場合、学習グループなど、1日の活動時間が学級での活動時間より長い場合がある。この場合、学校経営支援センターと協議の上、『学級単位の措置』の集団を定めること。

### 3 『学級単位の措置』の実施方法

『学級単位の措置』の実施に当たっては、校内の感染状況や学校運営状況などに応じて、以下のいずれかの方法（又はその組み合わせ）により実施すること。

- ア. 当該学級の臨時休業（都立学校教育部学校健康推進課協議）
- イ. 当該学級全員の出席停止
- ウ. 当該学級全員のオンライン授業等による自宅学習

※ 実施に当たっては、事前に学校は、所管の学校経営支援センターと協議を行うこと。  
なお、アの臨時休業の実施に当たっては、学校経営支援センターを通じて、都立学校教育部学校健康推進課との協議を行うこと。

### 4 『学級単位の措置』の期間

『学級単位の措置』の期間としては、原則、5～7日間とし、これによりがたい場合は、学校経営支援センター及び東京都教育委員会等との協議により定める。

なお、本措置の適用期間中に、所管の保健所より、措置に関する特段の助言等があった場合は、別途協議すること。

### 5 本通知の適用期間

本通知は、当面、都内が緊急事態宣言対象地域となっている期間に取扱うこととする。緊急事態宣言解除後の取扱いについては、都立の感染状況などを踏まえて別途通知する。

### 6 本通知の取扱い

本通知は、令和3年8月13日付3教総総第1132号「『新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン（都立学校）～学校の「新しい日常」の定着に向けて～』の改訂について（通知）」のⅢ臨時休業編を補足するものとする。

### 7 その他

今後、本取扱いにかかる、質疑応答集の作成を予定している。

都立学校教育部学校健康推進課 保健管理担当 電話 03(5320)6877
---